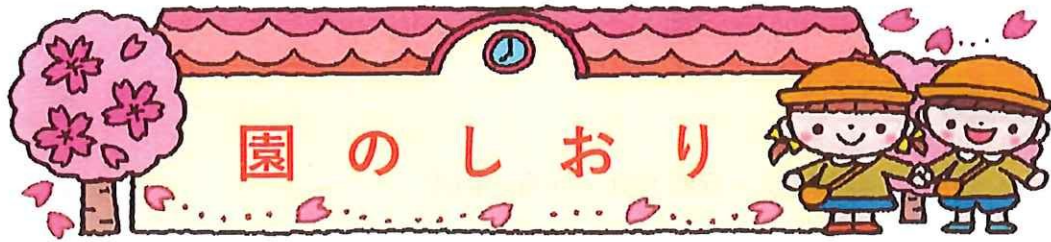


2023年度



もも組
(0歳児)



いちご組
(1歳児)



ぶどう組
(2歳児)



れもん組
(3歳児)



りんご組
(4歳児)



めろん組
(5歳児)

社会福祉法人 佐伯民生福祉会

長島保育園

TEL 0972-24-0522

FAX 0972-24-1103

目 次

長島保育園概要	・・・	1
入園にあたって 保育理念・保育方針・保育の目標	・・・	2
保育標準時間・保育短時間	・・・	2～3
利用者負担金	・・・	3～5
その他	・・・	5～6
相談委員、苦情解決責任者及び苦情受付担当者名簿並びに相談日	・・・	6
福祉サービス苦情解決の仕組みと流れ	・・・	7
年間行事予定	・・・	8
一日の生活の流れ	・・・	9
毎日持ってくるの	・・・	10～11
登園・降園・衣類・しつけ・その他	・・・	12
健康【与薬】【食物アレルギー】	・・・	13
保育園の感染症について		
医師が記入した意見書が必要な感染症	・・・	14
医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症	・・・	15
意見書(医師記入)、登園届(保護者記入)の様式	・・・	16
長島保育園平面図	・・・	17
非常時（火事・地震・津波）の避難場所	・・・	18
台風接近時の対応について		





長島保育園の概要

所在地 ㊟876-0813
 佐伯市長島町2丁目27番1号
 TEL 24-0522 FAX 24-1103
 E-mail nagashima@saikiminsei.jp
 HPアドレス <https://saikiminsei.jp/nagashima/>
 (写真など掲載しては困るという方は、お申し出ください。)

設置経営者 社会福祉法人 佐伯民生福祉会

設置年月 平成20年4月1日

開園 平成20年4月1日

施設の規模
 敷地面積 1,046.46㎡
 延床面積 370.65㎡



定員 60名

受入年齢 6ヵ月～小学校就学前まで

クラス編成	年齢	クラス名	年齢	クラス名
	0歳児	もも	3歳児	れもん
	1歳児	いちご	4歳児	りんご
	2歳児	ぶどう	5歳児	めろん

職員

園長	1名	主任保育士	1名	保育士	11名
看護師	1名	子育て支援員	1名	調理員	3名
合計	18名				

※保育士は、国の基準以上の人数を確保しています。

※嘱託医は、内科(田淵内科)・歯科(つるおか歯科)です。





入園にあたって



子どもの集団生活の第一歩は、まず保育士との出会いからはじまります。そして、保育士への信頼感にもとづいて、まず安定した気分を持たせながら集団生活の楽しさを体験していきます。友達を求める子どもの欲求と、集団の中で子どもを育てたいという親の願いを軸にして、児童の集団生活は展開されます。そして、一人ひとりの能力を最大限に発揮させ、自立と正しい仲間関係を育て上げることがねらいです。そのためには、家庭生活でお家の方達の協力がなければ良い子育てはできません。担任の保育士との連絡を密にし、家庭と保育園が協力して子育てをしましょう。

保育理念

子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園をめざす

保育方針

- ・豊かな人間性をもった子どもを育てる

保育の目標

- ・たくましい子どもに育つように
- ・優しい子どもに育つように
- ・明るい子どもに育つように

■保育時間等

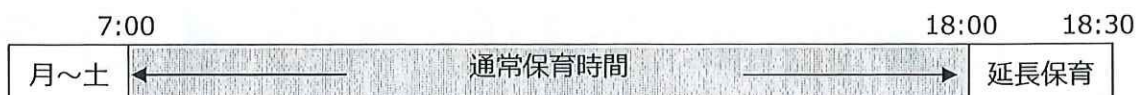
【保育標準時間】 認定児

通常保育 7時00分～18時00分

延長保育 18時00分～18時30分

※勤務時間の都合等で18時00分～18時30分まで保育の必要な方は、延長保育申込書（勤務時間の証明）が必要です。申し出てください。

※18時00分～18時30分の延長保育を利用される方は、料金200円が必要です。



通常保育時間

【保育短時間】認定児

通常保育 9時00分～17時00分
 サービス保育 8時30分～9時00分
 延長保育 7時00分～8時30分・17時00分～18時30分

※勤務時間の都合等で延長保育の必要な方は、延長保育申込書（勤務時間の証明）が必要ですので申し出てください。

※延長保育を利用される方は、30分毎に200円の料金が必要です。

例 1日1時間（例17時00分～17時50分）利用された場合は、400円必要

	7:00	8:30	9:00		17:00		18:30
月～土	延長保育	サービス	← 通常保育時間 →				延長保育

通常保育時間

■ 休園日 日曜日、国民の祝日及び国民の休日、年末年始（12月30日～1月4日）

■ 利用者負担金

(1) 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、費分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
帽子代	クラス色わけの帽子	園負担額分を除く実費
写真代	個人で希望した写真	写真代実費
遠足に係る交通費	公共交通機関（電車、バス等） その他移動手段に要する経費	実際に要した経費（実費）
給食費	<p>* 3歳以上児給食費 3歳以上児クラスの園児のうち、お住いの市町村で給食費が免除されている方以外が対象です。請求書は月締めで作成し、次月初めにお渡しします。毎月10日の朝、登園の際に現金でお支払いください。（10日が土・日・祝の場合は、次の開園日。）</p> <p>* 減額の対象 ○途中で退園する場合は、給食費×200円で日割り計算する。 ○前月20日までに休みを申し出た場合（給食停止申出書を届ける。）で、連続した5日（開園日）以上の休みの場合、日割り計算する。</p> <p>* 減額の対象外 ○土曜日を恒常的に休む場合、減額を行わない。 ○弁当日・病休・臨時休園等は、減額を行わない。</p>	月額 5,000円 / 一人
学級費 ※(注1)	<p>* 5歳児（めろん組） 教材費や園外遠足等に使います。</p>	月額 1,000円

※(注1)行事に参加できなかった場合や年度途中で退園した場合も納めていただいた学級費は返却できません。

(2) 時間外保育に係る利用者負担金

① 保育標準時間認定に係る時間外保育料 ※請求書は月締めで作成し、次月初めにお渡しします。

毎月10日の朝の登園時に、現金でお支払いください。(10日が土・日・祝の場合は、次の開園日。)

月単位の場合 2,000円

日単位の場合 18時から18時30分まで 200円

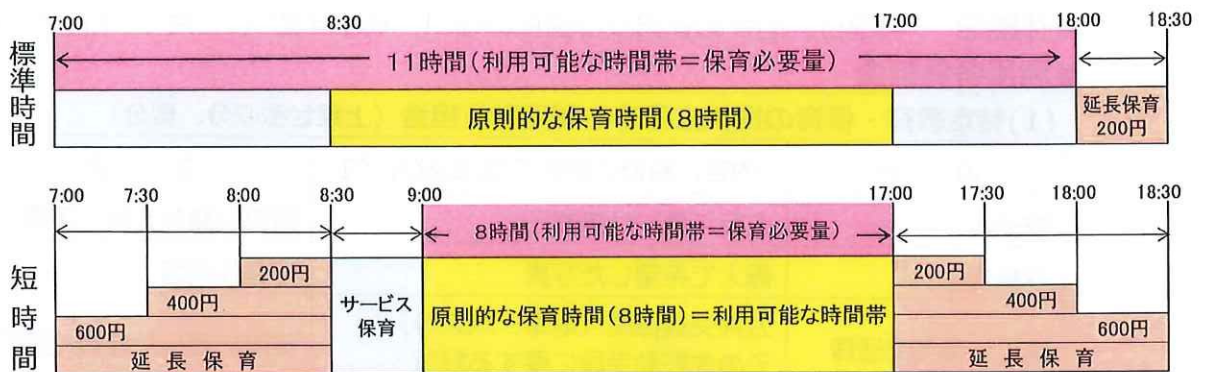
② 保育短時間認定に係る時間外保育料

ア. 7時から8時30分まで利用した場合 ① 30分以内は200円

② 30分を超えた場合 400円、③ 1時間を超えた場合 600円

イ. 17時から18時30分まで利用した場合 ① 30分以内は200円

② 30分を超えた場合 400円、③ 1時間を超えた場合 600円



※サービス保育については、利用料金は無料とする。

(3) 災害共済(スポーツ保険)掛金

保育園の管理下においての園児のケガなど不慮の災害に備えて、本園は独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済契約を結んでいます。

掛金 240円(年額)

① 災害共済給付制度

日本スポーツ振興センターと保育園の設置者との契約により災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金)を行うもので、その費用は国・設置者・保護者で負担する互助共済制度となっています。

② 給付の対象となる災害の範囲

ア. その原因である事由が**保育園の管理下で生じた負傷及び疾病で、療養に要する費用の額が5,000円(初診から治癒までの総医療費が500点)以上のもの**自己負担が2割の場合、請求額が1,000円以上の場合が対象です。

※対象となる場合は、災害給付制度が優先されますので「さいきっ子医療費助成制度」は利用しないでください。点数が500点以下など、対象とならない場合は「さいきっ子医療費助成制度」が利用できます。

イ. アによる負傷及び疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分されるもの

ウ. 学校の管理下の事由による死亡及びアに直接起因する死亡

③保育園の管理下となる範囲

ア.保育園における保育中（園外保育も含む）

イ.登園・降園中

④給付金額について

ア.医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10、ただし高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得額により限度額が異なる）に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額

イ.入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額

ウ.障害見舞金 3,770 万円～82 万円（ただし登降園中は半額）

エ.死亡見舞金 2,800 万円（ただし登降園中及び突然死は半額）

⑤支給期間 初診から最長 10 年間

⑥請求期限 給付事由が生じた日から 2 年間

※上記共済制度への加入については、保護者の同意が必要です。（同意書提出）

■そ の 他

★ 子育て相談

・子育てについての悩み、相談はいつでもお受けします。

★ 福祉サービス相談

・毎月第3水曜日に『福祉サービス相談』を行っています。
・毎月の園だよりで日時、場所をお知らせしています。ご利用ください。

★ 緊急保育

・入園児以外の子どもさんの緊急保育（一時預かり事業）を行っています。
困っている方が近所に居ましたら声を掛けてあげてください。

★ コドモンやホームページに、写真などを掲載することがあります。

★ 個人情報保護の観点から、園の行事等で撮影した写真や動画を SNS 等に掲載する際は、ご自身のお子さん以外の顔がわからないようにしてください。

★ 入園後、次のような事由が発生したときは、園と市役所に連絡してください。

- ・ 就職または転職、離職したとき ・ 入所理由に変更があったとき
- ・ 住所、電話番号など連絡先に変更があったとき
- ・ 家庭状況に変動があったとき（出生・結婚・離婚等）
- ・ 生活保護の開始・廃止があったとき
- ・ その他申込書の記載事項に変更があったとき

【連絡先：佐伯市役所こども福祉課こども福祉係 TEL0972-22-3972（直通）】

★ 苦情等に関する相談窓口

- ・ 苦情・意見・相談等の受け付け窓口を設置しています。申立方法は、面接・電話等なんでも結構です。園長・主任保育士または相談委員（下記参照）にご連絡ください。園の意見箱に直接投函されても結構です。

但し、以下の申し立ては除外となります。

- ・ 当該苦情等に関する事実のあった日から1年以上経過しているもの。
- ・ 国の制度に関するもの。
- ・ 保育料に関するもの。
- ・ 職員の人事に関するもの。
- ・ 保護者が行う行事等に関するもの。
- ・ 匿名のもの。



相談委員、苦情解決責任者及び苦情受付担当者名簿

園名	相談委員	電話	苦情解決責任者	苦情受付担当者	電話
みなみこども園	大司毅	23-4088	後藤裕司	河合良子	23-0567
みなとこども園	高野慎吾	090-4777-4429	三輪芳嗣	宮崎美穂	22-5399
八幡保育園	染矢博史	23-6003	富高新一	高橋喜美代	27-7661
さいきこども園	染矢幸子	23-0671	小野正司	田原尚美	22-0644
長島保育園	郷司厚子	22-7916	村上秀雄	石田範子	24-0522

福祉サービスお客様相談日

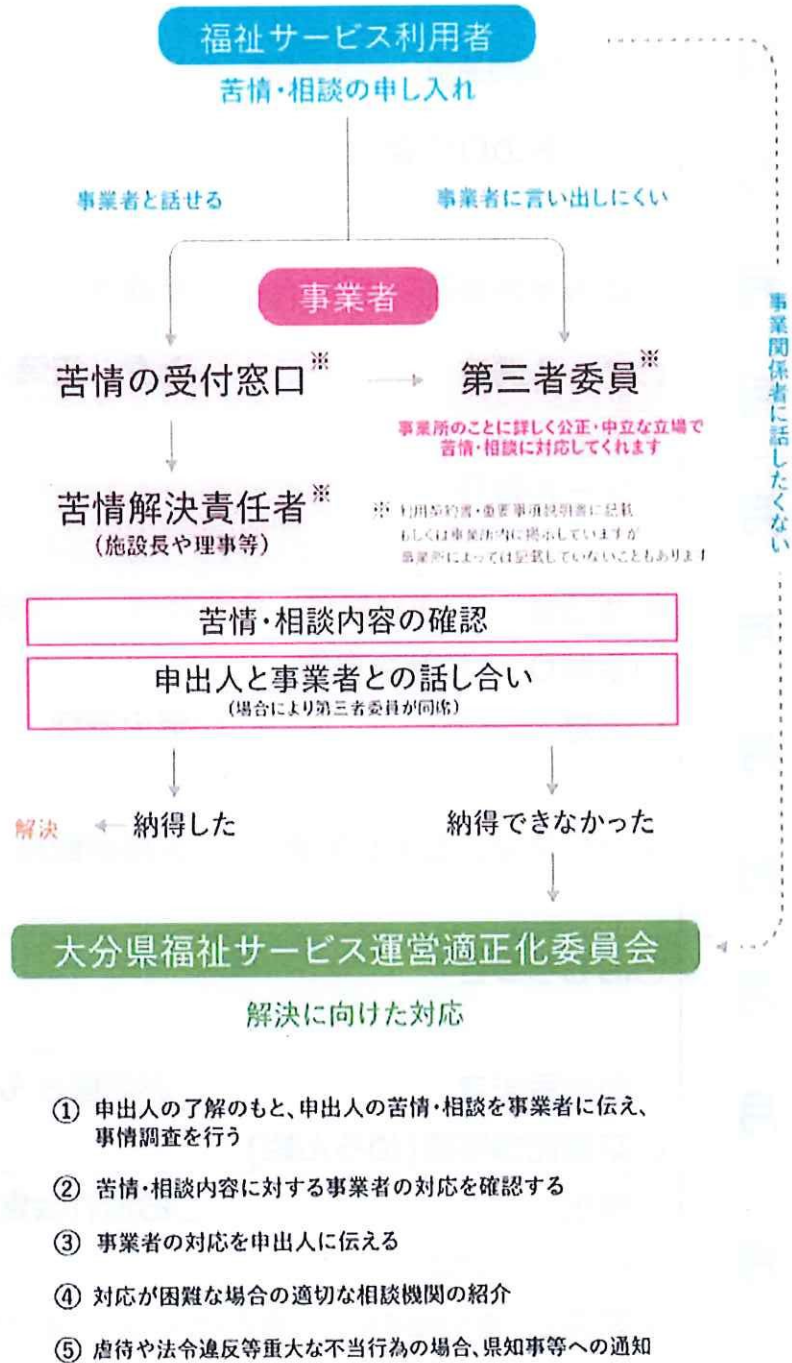
※毎月第3水曜日（16：00～17：00）

会場	相談委員	開催月	開催月	開催月
みなみこども園	大司毅	2023.4	9	2
みなとこども園	高野慎吾	5	10	3
八幡保育園	染矢博史	6	11	4
さいきこども園	染矢幸子	7	12	5
長島保育園	郷司厚子	8	2024.1	6

気軽にご相談ください。



福祉サービス苦情解決の仕組みと流れ





年間行事予定



4 月	○新年度保育開始 ★親子遠足 ○内科健診、歯科検診
5 月	○こどもの日集会
6 月	○はみがき教室 ○芋植え
7 月	○プール開き ○七夕、笹焼き ★夏まつり
8 月	○プール遊び
10 月	★運動会 ○内科健診、歯科検診 ○手洗い教室 ○芋掘り ○社会見学
11 月	○遠足 ○消火訓練
12 月	★クリスマスお楽しみ会 ○人形劇観賞
1 月	○おもちつき
2 月	○節分豆まき ○お店屋さんごっこ ○卒園記念写真(めろん組)
3 月	○遠足 ○お別れ会食 △新入園児説明会 ★卒園式 (保護者の参加は、5歳児クラス〔めろん組〕のみ)

★印は、保護者参加の行事です。


- ◇ お誕生会、お弁当日、避難訓練は、毎月行います。
- ◇ 年によって行事に多少変更があります。
- ◇ その他 ★キッズクッキング ★こぐま号



時 間	子 ども の 活 動
7 : 0 0 ↓	・朝早いお仕事の方のために早番の保育士がいます。(ぶどう組の部屋で受け入れます。)
8 : 3 0	・順次登園 (各自 自分のクラスに行きます。)
9 : 0 0	・おやつ (もも・いちご・ぶどう組)
↓	・各クラスで色々な活動を行います。
1 1 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> ・昼 食 各お部屋で昼食 (もも組 11:00～ いちご組 11:05～ ぶどう組 11:10～ れもん組 11:15～ りんご組・めろん組 11:30～)
1 2 : 3 0	・昼 寝・・・汚れた服は、着替えて寝ます。
↓	
1 4 : 4 5	・目覚め
1 5 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ ・全員おやつを食べます。
1 6 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びながらお迎えを待ちます。
↓	・順次降園
1 7 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶどう組の部屋に集まり、お迎えを待ちます。
↓	
1 7 : 3 0	
↓	
1 8 : 3 0	

毎日持ってくるもの

★印は、保育士の指示により用意してください。

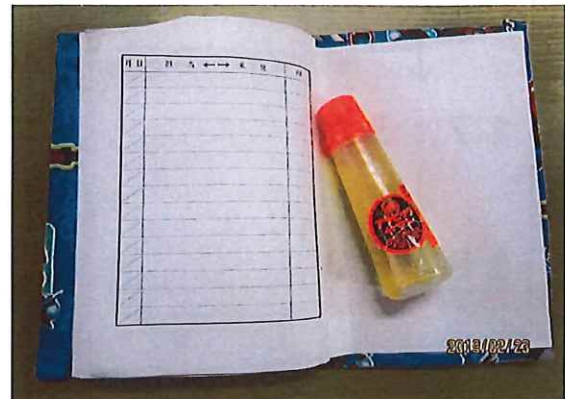
全年齢共通のもの	クラス	クラス別に準備するもの
<p>●入園当初必要なもの(記名してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニール袋(L~大) 1袋 ・箱ティッシュ 1箱 	<p>もも組 (0歳児)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンツ式のオムツ 5枚~7枚 ・食事用エプロン () ★ほ乳瓶またはマグマグ ()
<p>※下記のことを毎日かばんに入れてお持ちください。(写真①)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳(写真②) ・手ふきタオル(写真③) ・汚れ物入れ袋(お店等の袋で可) ・体ふき用タオル*フェイスタオルサイズ2枚 <p>※体ふきと書き、名前も記入</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>体ふき 花子</p> </div>	<p>いちご組 (1歳児)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンツ式オムツ 5枚~7枚 ★食事用エプロン ()
	<p>ぶどう組 (2歳児)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンツ式オムツ 3枚~5枚 ★パンツ 2枚~3枚
	<p>れもん組 (3歳児)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★コップ、歯ブラシ(キンチャク袋入り)
<ul style="list-style-type: none"> ・着替え ・下着(パンツ・シャツ) _____枚程度 ・上着 _____枚程度 ・ズボン _____枚程度 	<p>りんご組 めろん組 (4・5歳児)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コップ、歯ブラシ(キンチャク袋入り)

写真①



写真②

◆連絡帳の裏表紙は、布を貼った厚紙に糊でしっかりと貼り付けてください。



お昼寝ができるようになったら

- ・寝具……上・下布団（ベビー布団が良いです）
毛布、タオルケット
（名前は、大きく書いてください）
- 季節に合ったもの
- ・布団は、週末に持ち帰り、シーツは洗い、布団一式は日光消毒をしましょう。
 - ・おねしょなどでシーツが汚れたときは、持って帰って洗っていただきます。
（シーツ交換は、登園時に保護者の方をお願いします。）
- * 吐物や下痢で汚れた場合は、そのまま持ち帰っていただきます。



タオルはこのようにしてください

写真③



- ・手ふきタオルは記名してひもを付けてください。（ゴムは伸びるので避けてください。）
- ・体ふきタオルは、大便、小便等で汚したらシャワーで体を洗った後にふくタオルです。タオルには記名して「体ふき」と書いておいてください。

- ☆ かばん → ぶどう・れもん・りんご・めろん組の着替えを入れてくるかばんは、子どもたちが自分で着替えの出し入れをしますので、出し入れしやすい、かばんにしてあげてください。
- ☆ カラー帽子 → 週末に持ち帰り洗ってください。（子どもが分かるようにワッペン又は刺繍などのマークを付けてあげてください。）
- ☆ 持ち物にはきちんと名前を記入してください。
- ☆ 落し物で名前のない物は1か月展示し、持ち主がない場合は、園の共同物又は処分させていただきます。

登園・降園

(1) 登園した時は、玄関のタッチパネルで打刻し、確実に保育士にお子さんを受け渡してください。

☆ 8時半までは早番保育士が、ぶどう組の部屋にいます。
それ以降は各部屋へ連れて行ってください。

☆ お迎えの時も玄関で打刻してから、必ず保育士に声をかけて帰ってください。

☆ お迎えは各部屋まで来てください。

* 16:30以降は、ぶどう組の部屋にいます。

* 土曜日や園児数によって、変更することもあります。



(2) 都合で迎えの人が変わるときは、保育園に必ず事前に連絡をしてください。

(3) 玄関のドア→出入りの際は、必ず保護者の方が鍵をかけてください。

(他の子どもと一緒に出入りすることがありますので、注意してください。)

衣類

(1) 服装の指定はありません。子どもが動きやすく、着脱しやすいものを着せてください。

(2) 衣類には必ず記名してください。(靴下、下着にも)

兄弟の小さくなった服等を着られる時は、必ず名前を書き直してください。

しつけ

(1) 子どもが自分でできることはさせましょう。

☆ 個々の発達に応じたもの(衣服の着脱・排泄・食事など)

(2) 後片付けのできる子にしましょう。

☆ 遊んだ後のおもちゃ・脱いだ服・靴など

(3) みんなが使う場所、物は大切にしましょう。

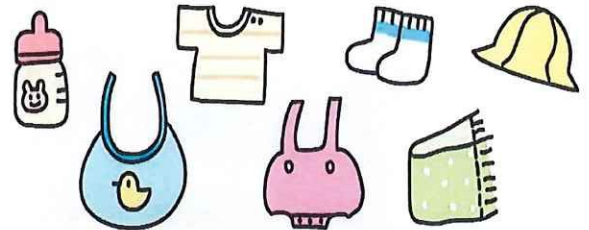
☆ おもちゃ・つくえ・いす・遊具など

(4) 朝の身支度はきちんとしましょう。

☆ 顔を洗う(乳児は顔を拭く)・歯をみがく・髪をとかす

☆ 朝、排便をさせる習慣をつけましょう。

(5) おもちゃ・おかし類は持ってこないでください。



その他

(1) 月に一度お弁当日があります。愛情いっぱいのお弁当
ください。

(はし・スプーン・フォーク・子どもにあったものを入れてください。)

(2) 連絡帳 ⇒ 毎日の様子をお知らせします。見たらサインをしてください。

(3) 雑費袋(給食費・延長保育料金等)は、必ず保育士に手渡してください。

※ 平日の午前中のみ受けとります。

(4) 朝食は、毎日きちんと食べましょう。

を作ってあげてく

健康

- (1) 歯科検診(つるおか歯科)、内科健診(田淵内科)を年2回行っています。
- (2) 保育園は集団生活の場であり、病気にかかる機会も多くなります。
公費で受けられる期間が来たら早めに予防接種を受けましょう。
なお、**接種後当日の登園はお控えください。**
- (3) 保育園での与薬について
 - ・誤薬を防ぐため園での与薬は行いませんが、病気によって与薬が必要な方は、**医師の指示書と薬剤提供情報書が必要**です。園に置いてある**与薬依頼書**には、**保護者の方が記入して提出してください。**(印鑑がいります)
 - ・点眼薬や塗り薬については、医師の指示書は要りませんので**薬剤情報提供書と与薬依頼書**を提出してください。
- (4) 食物アレルギーについて
 - ・**食物アレルギーがあり対応食が必要な子どもさんは、対応食申請書が必要**ですので、**担任に相談**してください。
- (5) アタマジラミについて
 - ・園でアタマジラミらしきものを見つけた場合は、蔓延防止対策をとるため、**病院受診**をお願いすることがあります。ご家庭で見つけた場合も園に報告してください。
- (6) つめを切りましょう。
 - ・伸びたつめでお友達をひっかくことが多いので、**まめにつめ切り**を行ってあげてください。
- (7) フッ素洗口について
 - 満4歳になったら希望者のみ、フッ素洗口**を行っています。

※虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、児童虐待の防止に関する法律第6条により
保育園には通告義務がありますので、関係機関に通告しますことをご承知おきください。

★お願い★

- ①具合の悪い時は、休ませてください。***休みの連絡は、9時までに**入れてください。
 - ②**原則的に、37.5℃以上熱があるときで、いつもと様子が違い心配なとき(元気がない、食欲がない等)に電話連絡**いたします。(お子さんの様子を知らせる連絡です。)
 - ③次の場合は、お迎えをお願いします。
 - ・**38℃以上の発熱のとき** ・**嘔吐、下痢が続くとき** ・**ひきつけたとき**
 - ・**感染症の疑いがあるとき** ・**その他、保育園にお迎えを必要と判断したとき**
- *お子さんが、園で緊急を要するケガや体調不良の場合は、保護者に連絡を入れ、園から直接病院受診する場合があります。その場合、保護者の方は病院に来てください。**保護者の方と連絡が取れない場合でも、園の判断で受診することがあります。また万が一、保護者の方と連絡が取れない場合、病院への到着が遅くなる場合は、検査や処置等は医師の指示に従います。**
- ④鼻血や吐物などで服や寝具等が汚れた場合は、感染予防のため園では洗わずそのままの状態を持ち帰っていただきますので、ご家庭で消毒をしてください。また、お友達の吐物等で汚れた場合も各自で持ち帰っていただきます。

*** 保育園の感染症について ***

下記の感染症について意見書の提出をお願いします。子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際に、医師が記入した意見書（別紙様式）を保育園に提出してください。



*** 医師が記入した意見書（別紙様式）が必要な感染症**

感染症名		感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻疹（はしか）		発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ		症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
新型コロナウイルス感染症		発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日として、5 日を経過すること
風しん		発しん出現の 7 日前から 12 くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）		発しん出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	アデノウイルス感染症	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎		充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳		抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）		—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎		—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としている。

【2018 年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン 参照】

★同居の方も上記の感染症と診断された場合は、保育園に必ずお知らせください。なお、感染者の園内への立ち入りは禁止です。送迎者が感染している場合は、玄関外で受け渡ししますので、園に着いたら電話してください。

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

*** 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届（別紙様式）が必要な感染症**

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間を経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍 ^{すいほう かいよう} が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐 ^{おう} 、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 ^{ほう}	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化 ^{かひ} (かさぶた) していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については (—) としている。

【2018 年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン 参照】

*** 上記の感染症と診断された場合は、保育園に必ずお知らせください。**

*** 状態によっては登園を遠慮するようお願いする場合もある感染症**

感染症名	登園の条件等
アタマジラミ症	駆除を開始していること
伝染性軟属腫 (水いぼ)	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること
伝染性膿痂しん (とびひ)	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
単純ヘルペスウイルス感染症	口唇ヘルペスのみで、全身状態が保たれているのであれば、マスクなどをして登園可能

【2018 年 7 月改訂版 学校、幼稚園、保育所において予防すべき感染症の解説 参照】

※サイズはA4判です。用紙は事務室に置いてあります。

登 園 届 (保護者記入)

長島保育園 園長 様

組 園児氏名 _____

平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

(病名) (該当疾患に□を捺印いたします)

溶連菌感染症	
マイコプラズマ肺炎	
手足口病	
伝染性紅斑(りんご病)	
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	
ヘルパンギーナ	
RSウイルス感染症	
咽球菌性扁桃炎	
突発性発疹	
その他	_____

(医師欄用名) _____ (令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 受診)

において発状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

※保護者の皆さまへ
園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行
をできる限り防ぐことで、一人一人の子どもの一日次園生活ができるよう、上記の感染症
については、登園の妨げや予防に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び
捺印をお願いします。

登 園 届 (医師記入)

長島保育園 園長 様

送 至児氏名 _____

平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

(病名) (該当疾患に□を捺印いたします)

麻疹 (はしか) ※	
インフルエンザ ※	
新型コロナウイルス感染症 ※	
風しん	
水痘 (水ぼうそう)	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	
猩紅熱	
咽頭結核熱 (フォール熱) ※	
流行性髄膜炎	
百日咳	
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	
急性出血性結膜炎	
伝染性強直性筋弛緩症 (炭疽毒素性強直筋弛緩)	

発状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から登園可能と判断します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

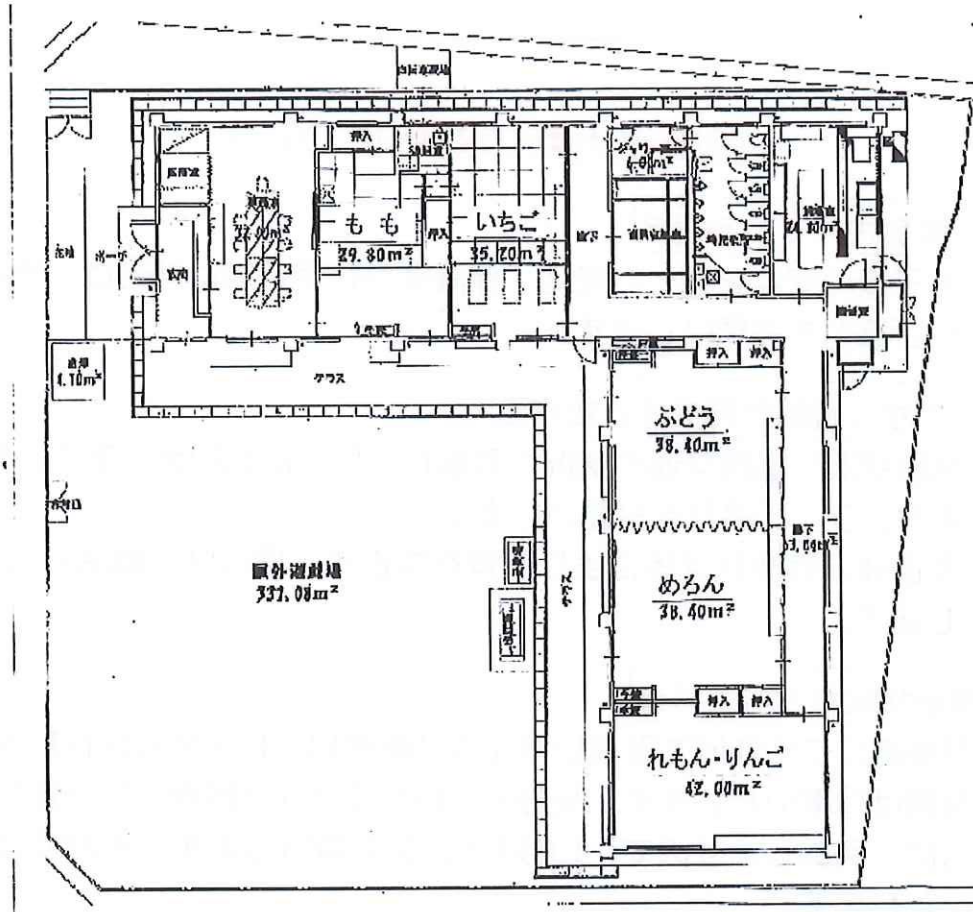
医師欄用名 _____

医師 氏 名 _____

※かかりつけ医の皆さまへ
園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を
できる限り防ぐことで、一人一人の子どもの一日次園生活ができるよう、上記の感染症に
ついては、登園の妨げや予防に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び
捺印をお願いします。



長島保育園平面図



非常時（火事・地震）の避難場所です！

火災・地震が発生し保育園からの避難が必要になったときの避難場所です。
下記のことをよく把握しておいてください。

火事・地震のとき	⇒	渡町台小学校	0972-23-6318
津波警報が出たとき (避難勧告)	⇒	渡町台小学校 (佐伯市長島町3丁目16番1号)	0972-23-6318

台風接近時の対応について

警報が発令されている場合

◎お子様の安全を第一に考え、保護者が在宅可能な場合は、家庭保育にご協力をお願いします。

登園してから警報が発令された場合

- ◎気象状況や道路交通の状況を考慮し、早めにお迎えに来ていただきますよう、ご協力をお願いします。
- ◎登園後、気象状況等により保育を中止する場合は、電話でお知らせします。

避難指示が発令された場合

◎開園前にこの地域で警戒レベル4（避難指示）が発令された場合は、保育園は休園いたします。保育中にレベル4（避難指示）が発令された場合は、閉園しますので、「お迎え」をお願いします。その場合はご連絡いたします。

※職員の携帯電話から連絡することもありますので対応をお願いいたします。

長島保育園

☎876-0813

佐伯市長島町2丁目27番1号

TEL 24-0522 FAX 24-1103

E-mail nagashima@saikiminsei.jp

HPアドレス <https://saikiminsei.jp/nagashima/>

{20231001}